



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 トヨタ自動車株式会社  
代表者 取締役社長 豊田 章男  
(コード番号 7203 全国証券取引所)  
お問合せ先 経 理 部 長 京 田 靖  
(TEL . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

第 1 回 A A 型種類株式の発行、A A 型種類株式の新設に係る定款一部変更および  
第 1 回 A A 型種類株式発行に応じた自己株式取得に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、議決権のある種類株式を今後複数回にわたって発行するため、第 1 回 A A 型種類株式ないし第 5 回 A A 型種類株式（以下個別にまたは総称して「A A 型種類株式」といいます。）の新設等に係る定款一部変更（以下「本定款変更」といいます。）および第 1 回 A A 型種類株式の募集事項の決定を取締役に委任する件に関する議案を平成 27 年 6 月開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、上記の議案の承認が本定時株主総会において得られることを条件として、第 1 回 A A 型種類株式を一般募集により発行することを決議し、かかる発行に係る発行登録書を本日付で提出いたしました。なお、当社は、本取締役会において、第 1 回 A A 型種類株式の発行に伴う当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）に係る希薄化を回避するため、第 1 回 A A 型種類株式の発行後に、発行株式と同数程度の普通株式の自己株式取得を行うことを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

また、平成 27 年 4 月 28 日付で「A A 型種類株式に関するご説明資料」および「A A 型種類株式に関する Q & A」を公表しております。当社ホームページ（URL：<http://www.toyota.co.jp/jpn/investors/stock/share.html>）にも、同内容を公表しておりますのであわせてご参照ください。

【A A 型】1936 年（昭和 11 年）にトヨタ自動車株式会社の前身である株式会社豊田自動織機製作所 自動車部が開発・製作したトヨタ初の生産型乗用車の車名（生産型とはライン生産の意味）

## ・ A A 型種類株式の発行について

### 1 . A A 型種類株式の発行の目的および理由

当社は、持続的成長のために「もっといいクルマづくり」を支える基盤固めに取り組み、真の競争力を一段と強化していくと同時に、最先端の革新技術を追求・創造していくことで、トヨタグローバルビジョンの実現に向けて年輪を刻むように 1 年 1 年着実に成長しながら、より良いクルマ社会の実現という未来へ挑戦してまいります。

「もっといいクルマづくり」を追求するなかで、先人から受け継いだ創業の理念とモノづくりのたすきを次世代に引き継ぎ、研究と創造に心をひとつにして取り組み、この先も社会と地球環境に貢献する最先端の革新技術を生

ご注意：この文書は、当社の第 1 回 A A 型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

み続けていくことが、当社の持続的成長、ひいては中長期的な企業価値の向上には欠かせないと考えております。

当社は、環境技術の核となるハイブリッド技術を強化・発展させることはもちろん、低燃費エンジン、燃料電池自動車、お客様に「安全・安心」をお届けするための安全技術の開発と実用化、次世代モビリティ、ITインフラの革新といったイノベーションに取り組んでいます。具体的には、20年以上前から開発に取り組み、来るべき水素社会に向けた初の量産モデルとなる新型燃料電池自動車「MIRAI」を平成26年12月15日に発売いたしました。また、クルマの安全性を一層向上させるべく、安全運転支援に向けた情報化・高度知能化モビリティ技術の開発にも注力しております。自動車産業における技術の革新のスピードは日々加速しており、将来の自動車産業を支えるイノベーションを実現していくことの重要性も高まるなか、次世代技術の創造に向けた研究開発やインフラ投資には、これまで以上に多額の投資が必要となってまいります。

自動車事業は、製品の企画開発から製造・販売に至るまでの一貫したバリューチェーンから成り、長期のサイクルで循環しています。当社はこの事業サイクルをベースとした投資・償却・利益に係わる計画を策定していますが、投資の成果が当社の業績に寄与するまでには相当の時間を要します。

このたび、次世代技術へ投資し、新たな成長フェーズを創出していくにあたり、これまで以上に中長期の視点は欠かせないものであると認識するに至りました。その結果、次世代技術のための研究開発資金の調達にあたっては、研究開発投資が当社の業績に寄与するまでの期間と、株主の皆様当社へ投資していただく期間とをできるだけ合わせることを望ましいと判断し、中長期の保有を前提とした議決権のある譲渡制限付種類株式として、AA型種類株式を発行することといたしました。

AA型種類株式の発行によって、投資家の方々に、そのスタイルに合わせた投資機会を新たに提供させていただくとともに、株主権を行使していただくことで、当社の事業サイクルと株式保有サイクルを合わせた中長期の視点から、株主の皆様によるガバナンス効果を経営に取り入れていくことができると考えております。

『日本再興戦略』改訂2014に基づき、平成27年3月に我が国の成長戦略の一環としてコーポレートガバナンス・コード原案が公表されましたが、同コードの目的の1つとして「中長期の投資を促す効果をもたらすこと」が期待されており、中長期で株式を保有する株主は「会社にとって重要なパートナーとなり得る存在である」とされています。このたび発行するAA型種類株式は、この趣旨に則った、意義あるものと考えております。

当社は、AA型種類株式の発行を機に、今まで以上に株主の皆様当社の中長期の取り組みについてご説明する機会を設け、AA型種類株主の皆様からもご意見を頂戴し経営に活かすことで持続的成長と未来への挑戦に向けバランスのとれた経営を推進する環境を整え、さらなる中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

## 2. AA型種類株式の商品性

AA型種類株式の商品性は、普通株式の株主（以下「普通株主」といいます。）の皆様配慮しつつ、当社に対して中長期で投資していただける投資家の方々のスタイルに合わせた設計としております。

AA型種類株式には議決権が付与されており、1単位（100株）以上のAA型種類株式を有する株主（以下「A

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

A型種類株主」といいます。)の皆様は、株主総会において、普通株主の皆様と同様に議決権を行使することができ、また株主としてのその他の権利を行使することができます。

また、A A型種類株式は発行から概ね5年程度を経過する日以降、毎年の特定の時期に、A A型種類株主の皆様のご選択により、A A型種類株式を普通株式に転換することができます。これにより、普通株主として中長期に株式を保有していただくことも可能となるとともに、普通株主とA A型種類株主の皆様は、同じ株主価値の拡大というベクトルに向かって当社の経営を支えていただけることを期待しております。

さらに、A A型種類株式の発行価格は、後記「4. 第1回A A型種類株式の発行について(2) 第1回A A型種類株式の発行条件等の公正性および相当性」に記載のとおり、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値に対して120%以上の水準で決定される予定であり、普通株式による資金調達に比べて、普通株主の皆様のご議決権が希薄化することを抑制する効果が期待できます。加えて、第1回A A型種類株式の発行後に、発行株式と同数程度の普通株式の自己株式取得を行うことを本取締役会で決議しており、普通株主の皆様に対する種類株式発行による希薄化の影響に配慮しております。

後記「4. 第1回A A型種類株式の発行について(1) 第1回A A型種類株式の発行概要」に記載のとおり、A A型種類株式は一般募集によって発行する予定であり、特定の投資家の持分割合を高めるものではありません。また、A A型種類株式に対して公開買付けが開始され、A A型種類株主が公開買付けに応募される場合においてA A型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるときには譲渡制限が解除されます。このようにA A型種類株式の発行は買収防衛を企図したものではありません。

A A型種類株式の配当は、次世代技術のための研究開発には一定の期間を要することに配慮し、当面の配当負担をできる限り抑制しているため、普通株主の皆様にとっては剰余金の社外流出を抑える効果が期待できます。一方で、A A型種類株主にとっては、各期の配当は、5年目まで段階的に増加していく仕組みであり、長期的にA A型種類株式を保有することによるメリットを享受していただくと考えております。

このように、A A型種類株式には譲渡制限が付されており、かつ発行から概ね5年程度の間、普通株式への転換ができないことを考慮し、5年程度を経過する日以降の普通株式への転換請求が可能となる期間中、A A型種類株主は当社に対し金銭と引き換えにA A型種類株式の取得請求をすることができるようにしております。

上記のとおり、A A型種類株式の商品性は普通株主の皆様は不利な内容ではありませんが、今回の定款変更により新設されるA A型種類株式全体の発行株式数は、最大でも、発行済株式総数の5%未満である1億5,000万株に定めております。

### 3. A A型種類株式の発行に関する日程について

当社は、本取締役会において、必要な議案が本定時株主総会において承認されることを条件に、第1回A A型種類株式の発行可能種類株式総数5,000万株の範囲内において、同株式を一般募集により発行することを決定し、かかる募集について、本日、5,000億円を発行予定額の上限とする発行登録書を提出いたしました。第1回A A型種類株式の具体的な発行時期は未定であり、市場環境等を勘案して取締役会が決定しますが、最短では本定時株主総会の開催日に、第1回A A型種類株式の発行に係る取締役会決議を行う可能性があります。

A A型種類株式については、来年度以降の継続的なA A型種類株式の発行(シリーズ発行)の可能性も踏ま

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

え、A A型種類株式全体の発行可能種類株式総数は、発行済株式総数の5%未満である1億5,000万株に定めております。ただし、第2回以降の回号に係るA A型種類株式の発行については、決定しておりません。かかる発行は、来年度以降、市場環境等を勘案しつつ、当社の資本政策に照らして取締役会において決定し、原則として1年に一度を超えない頻度とする予定です。

A A型種類株式の発行に関する日程は、以下のとおりです。

時期（予定を含む）	手続
平成27年4月28日	本取締役会において以下を決議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A A型種類株式のシリーズ発行に係る当社定時株主総会決議事項（定款一部変更および募集株式（第1回A A型種類株式）の募集事項の決定を取締役に委任する件）</li> <li>・ 第1回A A型種類株式の募集事項の一部</li> <li>・ 第1回A A型種類株式の発行に係る発行登録</li> <li>・ 自己株式取得</li> </ul>
平成27年6月	本定時株主総会の開催
本定時株主総会開催日以降	第1回A A型種類株式の発行に係る取締役会決議（以下「発行決議」といい、発行決議を行う日を「発行決議日」といいます。）

#### 4. 第1回A A型種類株式の発行について

##### （1）第1回A A型種類株式の発行概要

当社は、野村證券株式会社（以下「引受人」といいます。）を引受人として、第1回A A型種類株式の全部を、発行価格（以下「発行価格」といいます。）その他の条件を決定する日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される1株当たりの引受価額（以下「引受価額」といいます。）で買取引受けさせ、引受人は、引受価額とは異なる発行価格で一般募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払い込み、発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

当社は、本取締役会において、第1回A A型種類株式の募集事項の一部を決議しております。その詳細については別紙1「第1回A A型種類株式募集事項（一部）」に記載のとおりです。第1回A A型種類株式の発行については、本定時株主総会において、本定款変更および第1回A A型種類株式の募集事項の決定を取締役に委任する件に関する議案が承認されることを条件とします。

なお、今後、第2回以降の回号に係るA A型種類株式を発行する場合についても、募集株式の数、発行価格、引受価額、増加する資本金および資本準備金の額ならびにA A型配当金の配当率の水準等を除き、第1回A A型種類株式と概ね同じ内容とし取締役会決議にて行うことを現時点では想定しております。

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 第1回AA型種類株式の発行条件等の公正性および相当性

当社は、第1回AA型種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングおよび株式会社赤坂国際会計に第1回AA型種類株式の価格算定を依頼し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションおよび二項モデルでそれぞれ作成した第1回AA型種類株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。当社は、各第三者機関が異なる評価手法を用いて算出した評価報告書のうち、普通株主にとってより有利な算定を行ったもの(すなわち第1回AA型種類株式の公正価値をより高く算定したものをいい、以下「採用評価書」といいます。)を採用することとし、評価報告書の公正性をより高めるように配慮しております。

当社取締役会は、本日、第1回AA型種類株式の発行価格に係る仮条件( )の下限を、採用評価書において評価額が適正と示される範囲内となる120%に設定いたしました。発行決議日において決定される発行価格に係る仮条件は、当該下限以上で、同日時点の市場環境等を勘案して当社取締役会が適当と判断する水準(レンジ)に設定されます。

発行価格に係る仮条件は、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値に対する割合(%)の形式で表示され、最終的な発行価格は仮条件の範囲内で決定されます。

また、発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、仮条件による投資家の需要状況ならびに第1回AA型種類株式の価値が相当程度連動すると考えられる普通株式の株価水準およびその価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、仮条件の範囲内で決定されます。したがって、投資家が第1回AA型種類株式の対価として支払う金額(発行価格)は、第1回AA型種類株式の公正価値の範囲内にあり相当な水準となると判断しております。

さらに、当社が第1回AA型種類株式の発行により払込みを受ける金額(引受価額)は、発行価格をもとに当社と引受人との間の対等な当事者間の交渉によって決定されますので、公正かつ相当な水準となると判断しております。

上記のことから、当社は、第1回AA型種類株式の発行は、会社法に定める「特に有利な金額」による発行には該当しないと考えております。しかしながら、客観的な市場価格のない種類株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条ならびに第200条第1項および第2項に基づき、第1回AA型種類株式の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、本定時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、第1回AA型種類株式を発行することといたしました。なお、第1回AA型種類株式についてかかる当社株主総会の承認が得られる場合、今後第2回以降の回号に係るAA型種類株式を発行する場合には、別途当社株主総会の承認を得ることは現時点では予定しておりません。

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目録見書、発行登録追補目録見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。当該目録見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## 5. 第1回AA型種類株式の発行に係る発行登録について

当社は、下記のとおり、本日付で、第1回AA型種類株式の発行に係る発行登録書を提出しております。

なお、第1回AA型種類株式の発行条件および発行総額等は、別紙1「第1回AA型種類株式募集事項(一部)」に記載されるものを除き、未定です。また、第1回AA型種類株式の具体的な発行時期についても未定であり、市場環境等を勘案して、当社取締役会が決定します。

### 記

- |     |             |   |
|-----|-------------|---|
| (1) | 募集有価証券の種類   | 第1回AA型種類株式  |
| (2) | 発行予定期間      | 発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで<br>(平成27年5月9日～平成28年5月8日)                             |
| (3) | 発行予定額       | 5,000億円を上限とします。   |
| (4) | 募集方法        | 一般募集  |
| (5) | 調達資金の使途     | 燃料電池車開発、インフラストラクチャー研究および情報化・高度知能化モビリティ技術開発等の次世代イノベーションのための研究開発資金に充当する予定であります。 |
| (6) | 引受証券会社      | 野村証券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)  |
| (7) | その他募集に関する事項 | 別紙1「第1回AA型種類株式募集事項(一部)」に記載のとおりです。   |

## 6. 第1回AA型種類株式の発行に応じた自己株式取得について

当社は、下記のとおり、本取締役会において、第1回AA型種類株式の発行後に、発行株式と同数程度の普通株式の自己株式取得を行うことを決議いたしました。

- |     |              |                                   |
|-----|--------------|-----------------------------------|
| (1) | 自己株式の取得を行う理由 | 第1回AA型種類株式の発行に伴う普通株式に係る希薄化を回避するため |
| (2) | 自己株式の取得の内容   |                                   |
|     | 取得対象株式の種類    | 普通株式                              |
|     | 取得しうる株式の総数   | 第1回AA型種類株式の発行株式と同数程度              |
|     | 取得時期         | 第1回AA型種類株式の発行後                    |

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

その他

取得にあたっては、上記を踏まえた上で、別途取締役会において取得期間、取得金額の上限および取得株式数の上限を決定いたします。

## ・定款一部変更について

当社は、下記のとおり、本取締役会において、本定時株主総会に定款一部変更（本定款変更）を内容とする議案を付議することを決議いたしました。

### 1．定款変更の目的

上記．に記載のとおり、当社は、本取締役会においてAA型種類株式を今後複数回にわたって発行するため、AA型種類株式に関する定めを新設すると共に、その他の文言の修正および追加等、所要の変更を行うため、本定時株主総会に本定款変更を内容とする議案を付議することを本取締役会において決議いたしました。

### 2．定款変更の内容

別紙2「定款変更案」をご参照ください。

### 3．定款変更の日程

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 取締役会決議日    | 平成27年4月28日  |
| (2) 本定時株主総会開催日 | 平成27年6月(予定) |
| (3) 定款変更の効力発生日 | 平成27年6月(予定) |

以上

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## 別紙 1

### 第 1 回 A A 型種類株式募集事項（一部）

1. 募集株式の種類 トヨタ自動車株式会社 第 1 回 A A 型種類株式
2. 募集株式の数 未定（50,000,000株を上限とする。）
3. 発行価格（募集価格） 未定  
（発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に決定される1.20以上の値を乗じた価格とする。発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、発行価格に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況ならびに第 1 回 A A 型種類株式の価値が相当程度連動すると考えられる普通株式の株価水準およびその価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、仮条件の範囲内で決定する。）
4. 引受価額 未定  
（引受価額は、発行決議により定める払込金額以上の価額とし、発行価格をもとに当社と引受人との間の対等な当事者間の交渉によって、決定する。）
5. 払込金額 未定（1株につき6,000円を下限とする。）
6. 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  

（注） なお、米国会計基準では、第 1 回 A A 型種類株式は、株主が金銭対価の取得請求権を有するため、株主資本として取り扱われず、負債と株主資本の中間区分に独立して表示されるため、連結財務諸表においては資本金および資本準備金の額は増加しません。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回 A A 型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

7. 払込期日

未定

8. A A型配当金

(1) 当社は、普通株式に対して剰余金の期末の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A A型種類株式を有する株主(以下「第1回A A型種類株主」という。)または第1回A A型種類株式の登録株式質権者(以下「第1回A A型種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株主または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、次に定める額の金銭(以下「第1回A A型配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第1回A A型中間配当金の支払を行ったときは、その額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を控除した額を支払う。

第1回A A型種類株式1株につき、発行価格として定める金額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に配当年率として決定する率を乗じて算出した額。また、当該配当年率は、第1回A A型種類株式の発行日が属する事業年度につき0.5パーセントとし、当該事業年度以降5事業年度目まで毎年0.5パーセントずつ増加するものとし、6事業年度目以降の配当年率は5事業年度目の配当年率と同じく2.5パーセントとする。

(2) ある事業年度において、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第1回A A型配当金の額に達しないときは、その第1回A A型種類株式1株当たりの不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、前号または次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき累積未払配当金の額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に達するまで、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

対して金銭による剰余金の配当を行う。

- (3) 第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対しては、第1回A A型配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでなく、かかる場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同時に同一割合の剰余金の配当を行う。

## 9. A A型中間配当金

当社は、普通株式に対して剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき、第1回A A型配当金の額の2分の1の金銭(以下「第1回A A型中間配当金」という。)を剰余金の中間配当として支払う。

## 10. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき、発行価格として定める金額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、累積未払配当金の額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)および経過配当金相当額(以下に定義する。)の合計額を加えた額(以下「基準価額」という。)の金銭を支払う。

「経過配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第1回A A型配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回A A型種類

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

株主または第1回AA型種類登録株式質権者に対して第1回AA型中間配当金を支払ったときは、その額(ただし、第1回AA型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を控除した額とする。

(2) 第1回AA型種類株主または第1回AA型種類登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 1.1. 優先順位

第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式のAA型配当金、AA型中間配当金、上記第8項(3)号ただし書きに定める剰余金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

#### 1.2. 議決権

第1回AA型種類株主は、株主総会において議決権を有する。第1回AA型種類株式の1単元の株式数は100株とする。

#### 1.3. 種類株主総会の決議

(1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回AA型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 第1回AA型種類株式については、会社法第199条第4項および第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

#### 1.4. 株主による普通株式転換請求権

(1) 第1回AA型種類株主は、発行決議で普通株式への転換請求期間として定める第1回AA型種類株式の転換を請求することができる期間中、当社に対して、発行決議で定める算定方法により算出される数の普通株式の交付と引換えに、当該第1回AA型種類株主の有する第1回AA型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。なお、第1回AA型種類株式の取得と引換えに交付される普通株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 発行決議で定める第1回AA型種類株式の取得を請求することができる期間は、発行後概ね5年程度を経過する日から

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

開始する。

- ( 3 ) 第 1 回 A A 型種類株主が本項に定める請求をすることができる日は、年に 2 回、発行決議で定める日とする。
- ( 4 ) 第 1 回 A A 型種類株主に交付される普通株式の数の算定方法は、発行決議で定めるが、原則として、第 1 回 A A 型種類株式 1 株につき普通株式 1 株とする。ただし、普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合等は、適宜調整する。

1 5 . 株主による金銭対価の取得 ( 1 ) 第 1 回 A A 型種類株主は、発行決議で金銭対価取得請求期間請求権

第 1 回 A A 型種類株主は、発行決議で金銭対価取得請求期間として定める第 1 回 A A 型種類株式の取得を請求することができる期間中、当社に対して、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該第 1 回 A A 型種類株主の有する第 1 回 A A 型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。当該取得の請求の日において、会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当社が取得すべき第 1 回 A A 型種類株式は取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかった第 1 回 A A 型種類株式については、当該取得の請求がなされなかったものとみなす。

- ( 2 ) 発行決議で定める第 1 回 A A 型種類株式の取得を請求することができる期間は、発行後概ね 5 年程度を経過する日から開始する。
- ( 3 ) 第 1 回 A A 型種類株主が本項に定める請求をすることができる日は、年に 4 回、発行決議で定める日とする。
- ( 4 ) 本項において基準価額を算出する場合は、上記第 10 項に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得の請求の日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算する。

1 6 . 会社による金銭対価の取得条項 ( 1 ) 当社は、第 1 回 A A 型種類株式の発行後、発行決議で定める期間を経過し、さらに、取締役会の決議で別に定める取得日が到来したときは、基準価額相当額の金銭の交付と引換え

ご注意：この文書は、当社の第 1 回 A A 型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

に、第1回AA型種類株式の全部を取得することができる。

- (2) 発行決議で定める期間は、発行後概ね5年程度とする。
- (3) 当社が本項に定める取得をすることができる日は、年に1回、発行決議で定める日とする。
- (4) 本項において基準価額を算出する場合は、上記第10項に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算する。

17. 株式の併合、分割または無償割当て等

- (1) 当社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式および第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1回AA型種類株主ないし第5回AA型種類株主には当該AA型種類株主の有するAA型種類株式または当該AA型種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、第1回AA型種類株主ないし第5回AA型種類株主には当該AA型種類株主の有するAA型種類株式または当該AA型種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

18. 自己のAA型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回AA型種類株主との合意により当該第1回AA型種類株主の有する第1回AA型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回AA型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2 項および第 3 項の規定を適用しないものとする。

## 19. 譲渡制限

第 1 回 A A 型種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。ただし、以下に掲げるときは取締役会の承認を要しない。

( 1 ) 第 1 回 A A 型種類株式に対して金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第 1 回 A A 型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき

( 2 ) 相続により第 1 回 A A 型種類株式を取得するとき

( 3 ) 取締役会が定める一定の基準に従って、代表取締役が当該取得を承認するとき

## 20. 非上場

第 1 回 A A 型種類株式は、非上場とする。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回 A A 型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## 定款変更案

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案												
<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、100億株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数等) 第5条 当社の発行可能株式総数は、100億株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式の発行可能種類株式総数は併せて1億5000万株を超えないものとする。</u></p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">100億株</td> </tr> <tr> <td>第1回AA型種類株式</td> <td style="text-align: right;">5000万株</td> </tr> <tr> <td>第2回AA型種類株式</td> <td style="text-align: right;">5000万株</td> </tr> <tr> <td>第3回AA型種類株式</td> <td style="text-align: right;">5000万株</td> </tr> <tr> <td>第4回AA型種類株式</td> <td style="text-align: right;">5000万株</td> </tr> <tr> <td>第5回AA型種類株式</td> <td style="text-align: right;">5000万株</td> </tr> </table>	普通株式	100億株	第1回AA型種類株式	5000万株	第2回AA型種類株式	5000万株	第3回AA型種類株式	5000万株	第4回AA型種類株式	5000万株	第5回AA型種類株式	5000万株
普通株式	100億株												
第1回AA型種類株式	5000万株												
第2回AA型種類株式	5000万株												
第3回AA型種類株式	5000万株												
第4回AA型種類株式	5000万株												
第5回AA型種類株式	5000万株												
<p>(単元株式数および単元未満株式についての権利) 第6条 当社の1単元の株式数は100株とする。</p> <p>2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株式についての権利) 第6条 当社の1単元の株式数は普通株式およびAA型種類株式のそれぞれにつき100株とする。</p> <p>2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、<u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>第18条に定める取得請求権に関し、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p>												
<p>(新設)</p>	<p>(自己のAA型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) 第8条 <u>当社が株主総会の決議によって特定のAA型種類株式を有する株主(以下「AA型種類株主」という。)との合意により当該AA型種類株主の有するAA型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該AA型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>												
<p>第8条および第9条 (条文省略)</p>	<p>第9条および第10条 (現行どおり)</p>												

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (新 設)</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 定時株主総会と同日に開催される種類株主総会については、前項の規定を準用する。 3 前二項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3章 AA型種類株式</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(AA型配当金) 第12条 当社は、第46条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたAA型種類株主またはAA型種類株式の登録株式質権者(以下「AA型種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭(以下「AA型配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第13条に定めるAA型中間配当金の支払を行ったときは、その額を控除した額を支払う。 第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式 1 株につき、当会社に払い込まれる当該AA型種類株式の1株当たりの金額に、各AA型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める率(5パーセントを上限とする。)を乗じて算出した額 2 ある事業年度において、AA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がAA型配当金の額に達しないときは、そのAA型種類株式1株当たりの不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、前項または第13条に定める剰余金の配当に先立ち、AA型種類株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、AA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。 3 AA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対しては、AA型配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項</p>

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>第 8 号口に定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでなく、かかる場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同時に同一割合の剰余金の配当を行う。</p>
(新 設)	<p>(AA型中間配当金)  第 13 条 当社は、第 46 条第 2 項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された AA 型種類株主または AA 型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、AA 型種類株式 1 株につき、AA 型配当金の額の 2 分の 1 の金銭(以下「AA 型中間配当金」という。)を剰余金の中間配当として支払う。</p>
(新 設)	<p>(残余財産の分配)  第 14 条 当社は、残余財産の分配を行うときは、AA 型種類株主または AA 型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。  第 1 回 AA 型種類株式ないし第 5 回 AA 型種類株式  1 株につき、当会社に払い込まれる当該 AA 型種類株式の 1 株当たりの金額を踏まえて、各 AA 型種類株式の発行に先立って、取締役会の決議により定める額または取締役会の決議により定める算定方法により算出される額(以下「基準価額」という。)  2 AA 型種類株主または AA 型種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新 設)	<p>(議決権)  第 15 条 AA 型種類株主は、株主総会において議決権を有する。</p>

ご注意：この文書は、当社の第 1 回 AA 型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>(新 設)</p>	<p>(株式の併合、分割または無償割当て等)  <u>第16条</u> 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式およびAA型種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。  <u>2</u> 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、AA型種類株主には当該AA型種類株主の有するAA型種類株式または当該AA型種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。  <u>3</u> 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、AA型種類株主には当該AA型種類株主の有するAA型種類株式または当該AA型種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主による普通株式転換請求権)  <u>第17条</u> AA型種類株主は、第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式の発行に際して取締役会の決議で普通株式への転換請求期間として定める当該AA型種類株式の転換を請求することができる期間中、当社に対して、当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式の交付と引換えに、当該AA型種類株主の有する当該AA型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。なお、当該AA型種類株式の取得と引換えに交付される普通株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主による金銭対価の取得請求権)  <u>第18条</u> AA型種類株主は、第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式の発行に際して取締役会の決議で金銭対価取得請求期間として定める当該AA型種類株式の取得を請求することができる期間中、当社に対して、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該AA型種類株主の有する当該AA型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。当該取得の請求の日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当社が取得すべきAA型種類株式は取締役会の決議で定めるとし、これにより取得されなかったAA型種類株式については、当該取得の請求がなされなかったものとみなす。</p>

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(新 設)	(会社による金銭対価の取得条項) 第19条 当社は、第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式の発行後、各AA型種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過し、さらに、取締役会の決議で別に定める取得日が到来したときは、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該AA型種類株式の全部を取得することができる。
(新 設)	(優先順位) 第20条 各AA型種類株式のAA型配当金、AA型中間配当金、第12条第3項ただし書きに定める剰余金および残余財産の支払順位は、同順位とする。
(新 設)	(譲渡制限) 第21条 AA型種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。 2 AA型種類株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、当該AA型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるときには、取締役会が前項に定める承認をしたものとみなす。
(新 設)	(除斥期間) 第22条 第46条第4項および第47条の規定は、AA型配当金およびAA型中間配当金の支払についてこれを準用する。
第3章 株主総会	第4章 株主総会
第11条～第15条 (条文省略)	第23条～第27条 (現行どおり)
(新 設)	(種類株主総会) 第28条 第25条、第26条および第27条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2 第24条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。 3 第24条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。 4 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、AA型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 5 AA型種類株式については、会社法第199条第4項および第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
第4章 取締役および取締役会	第5章 取締役および取締役会

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第16条～第23条（条文省略）	第29条～第36条（現行どおり）
第5章 監査役および監査役会	第6章 監査役および監査役会
第24条～第30条（条文省略）	第37条～第43条（現行どおり）
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第31条（条文省略）	第44条（現行どおり）
第7章 計算	第8章 計算
第32条～第34条（条文省略）	第45条～第47条（現行どおり）

ご注意：この文書は、当社の第1回A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。